

## 第1 機械警備業務管理者講習の公示

警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習について、平成30年4月6日の「県報」に登載されましたが、その内容は次のとおりです。

## ◎新潟県公安委員会告示第41号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成30年4月6日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

## 1 実施期間及び場所

## (1) 実施期間

平成30年5月15日（火）から平成30年5月18日（金）までの4日間の午前9時から午後5時まで

## (2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

## 2 受講定員

10人

## 3 受講申込手続

## (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

## ア 受付期間

平成30年4月19日（木）から平成30年4月20日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

## ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

## (2) 受講申込書の提出等

## ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通及び履歴書1通を添えて提出すること。

## イ 提出期間

平成30年5月8日（火）から平成30年5月9日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

## エ 提出方法

受講者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

## (3) 受講手数料

## ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

4 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

5 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)

第2 機械警備業務管理者講習受講申込みに当たっての留意事項

講習の受講申込みは、告示文3(1)の電話による事前申し込みをして、受理された人が対象です。

受講手続きの流れは次の図のとおりです。

